

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金（組織的な取組み）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者を受け入れる体制の強化、生産体制の強化、事業の継承・発展等の組織的な取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

営農組織、農業者団体、新規就農者受入協議会 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 多様な担い手による地域農業の持続・発展に資する組織的な取組みであること
- 取組み状況を積極的に発信すること

(2) 対象経費：

事業目標（販売金額又は農業所得の向上、地域農業の担い手確保等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県2/10、市町村1/10

※ 県域の事業の場合、補助率3/10（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：800万円（ソフト事業単独の場合30万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村
（県域の取組みの場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397
最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (新規就農者等の経営発展の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規就農者等の経営発展等の取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者 等

4 支援内容

(1) 補助要件

○ 新規就農者等の経営発展に向けた取組みであること

(2) 対象経費

事業目標（経営発展）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (多様な人材の活躍促進の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、多様な人材（女性や障がい者等）の農業への積極的な参画や働きやすい環境づくりに向けた取組みについて、ハード・ソフトの両面からオーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人・団体経営体、営農組織、農業者団体、農業者グループ等

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 多様な人材の農業における活躍促進や労働環境改善の取組みであること

(2) 対象経費：

事業目標（多様な人材の従事日数の増加、新たな農業者グループの設立、農業者団体の組合員の増加等）の実現に直接的に必要な事業に要する経費

※ 土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：ハード事業の場合、補助率 県 1/3、市町村 1/6

ソフト事業単独の場合、定額（上限 県 20万円、市町村 10万円）

※ 県域の取組みの場合、補助率 1/2（市町村による協調補助なし）

(4) 補助対象経費上限額：ハード事業の場合・・・200万円

ソフト事業の場合・・・30万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

（県域の事業の場合、各総合支庁農業振興課）

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

未来を育む農業担い手育成支援事業費補助金 (担い手による営農定着の取組み)

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域農業の持続的発展のため、地域農業を支える多様な担い手による新たなチャレンジ等の取組みのうち、新規参入者やUターン就農者、半農半Xなど、認定新規就農者以外の方による営農定着に向けた取組みについて、オーダーメイドで支援します。

3 利用対象者

認定新規就農者以外の新規就農者で、経営継承を予定している者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 新規就農者等の営農定着に向けた取組みであること

(2) 対象経費：

営農定着に直接的に必要な事業（施設修繕や農業機械の導入・整備）に要する経費

※土地の取得及び賃借に係る経費、人件費並びに原則として主たる目的が単に肥育の用に供する家畜の購入費は対象外

(3) 補助率：県1/3、市町村1/6

(4) 補助対象経費上限額：200万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年3月下旬以降（予定）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、県ホームページから入手

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8397

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1319

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5518

スマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業 (立上げ・事業拡大の取組)

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他

2 事業概要

サービス事業体の新規事業立ち上げ又は事業拡大に向けたニーズ調査、サービス提供の試行・改良等に係る経費を支援します。

3 利用対象者

農業支援サービス事業体

4 支援内容

- (1) 補助要件：概ね都道府県域でサービス事業を提供するサービス事業体であること
- (2) 対象経費：事業を実施するために必要なイベントの開催や実証等を行う場合の会場設営費、機械等の改修や試験に必要な原材料費、従事する職員の人件費等
- (3) 補助率：上限額内の実費
- (4) 補助上限額：1事業実施主体当たりの上限額は1,500万円
生産方式革新実施計画において促進事業者として位置づけられ、かつ取組内容が当該計画の内容と一致する場合は3,000万円

5 募集期間

- (1) 募集期間：令和8年3月下旬～5月20日
※募集終了後も随時相談は受け付けております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：県ホームページからダウンロード
- (3) 申込み先：農林水産部農業経営・所得向上推進課

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：働き手確保対策担当
- (3) 電話番号：023-630-2382

新規就農者チャレンジ事業

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者の育成・確保を図るため、早期の経営発展を目指す認定新規就農者に対し、必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

3 利用対象者

地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

※経営開始資金及び経営発展支援事業との同時利用は不可（受給完了後は利用可能）

4 支援内容

(1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

(2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた認定新規就農者

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

(3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

(4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月上旬～2月下旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当（係）名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1320
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5497

かがやく果樹産地づくり強化事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

J A、農業法人、担い手協議会等が行う、新たな担い手の参入等に向けた先行投資型果樹団地の整備に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業者の組織する団体（農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、農地所有適格法人、任意組織）、公社、民間事業者 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 国事業（産地生産基盤パワーアップ事業又は果樹経営支援等対策事業）の計画が承認されていること
- 果樹再生戦略計画が承認されていること
- 新たな担い手が参入すること

(2) 対象経費：

- ① 果樹団地の先行投資型整備支援
- ② 整備後の未収益期間における苗木養成支援

(3) 補助率：

- ① 7/10〔国5/10、県2/10〕、市町村（任意）
- ② 定額〔国22万円/10a、県22万円/10a〕

5 募集期間

募集期間：新規計画の受付は、令和7年度で終了しております。

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：果樹振興係
- (3) 電話番号：023-630-2453

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営開始資金）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金（3年以内）を交付します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件（資金交付要件）：

- 独立・自営就農時の年齢が50歳未満の認定新規就農者で、次世代を担う農業者となることに強い意欲を有していること。
- 前年の世帯全体の所得が600万円以下であること。
- 独立・自営就農であること。
- 青年等就農計画等が、独立・自営就農5年後には農業で生計が成り立つ実現可能な計画であること。
- 農家子弟の場合は、新規参入者と同等の経営リスク（経営の多角化、新技術の導入等）を負うと市町村長に認められること。
- 地域計画のうち目標地図に位置付けられている、もしくは位置付けられることが確実なこと、または農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 園芸施設共済の引受対象となる施設を所有する場合は、園芸施設共済等に参加している、または加入することが確実と見込まれること。
- 生活保護等の生活費を支給する国の他の事業と重複で交付を受けていないこと。

(2) その他（補助を受けられる期間等について）：

- 最長3年間、年間最大165万円を交付。
- 資金を含めた前年の世帯全体の所得が原則600万円を超えた場合など、交付停止要件に該当する場合には、交付を停止。
- 交付期間終了後、交付期間と同期間以上、営農を継続しなかった場合など、返還要件に該当する場合には、交付額全額又は一部の返還が必要。

5 募集期間

- (1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県 庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

新規就農者育成総合対策事業費補助金（経営発展支援事業（通常枠））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

認定新規就農者の就農後の経営発展を支援するため、国と県が機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度若しくは事業実施前年度に新たに農業経営を開始する認定新規就農者（複数の青年農業者が設立した農業法人を含む）

※ 親元就農者は、親の経営に従事してから5年以内に継承した者

4 支援内容

(1) 補助要件：

○ 農業で生計が成り立つ計画（親元就農者は、継承する経営を発展させる計画（売上1割増等）を立てること

○ 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること

(2) 対象経費：

機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料（軽トラ等汎用性の高いものを除く）等

(3) 補助率：国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額：1,000万円

※ 「経営開始資金」の交付対象者は、補助対象事業費上限500万円

※ 複数の青年就農者が設立する農業法人は、次の①又は②のいずれか低い額を上限とする。

① 経営開始資金の交付を受ける者は500万円、受けない者は1,000万円として合算した額

② 2,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間：最寄りの市町村にお問い合わせください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村へお問い合わせください。

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当（係）名：（村山）農産振興担当、（村山以外）地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 023-621-8385

最上総合支庁農業振興課 0233-29-1320

置賜総合支庁農業振興課 0238-26-6049

庄内総合支庁農業振興課 0235-66-5497

新規就農者育成総合対策事業費補助金
(経営発展支援事業(地域計画早期実現支援枠))

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

将来の農地の受け手となる新規就農者等が実施する農業用機械・施設等の修繕・撤去・移設等の経営資源の有効利用に向けた取組、法人化や専門家の活用等の円滑な経営移譲に向けた取組、農業用機械・施設等の導入を支援します。

3 利用対象者

50歳未満で事業実施年度の3年前の年度の4月以降に新たに農業経営を開始した認定新規就農者(対象者が研修中の場合は、経営移譲者と共同申請することで活用可能)

4 支援内容

(1) 補助要件:

- 地域計画のうち目標地図に位置づけられ、又は位置づけられることが確実と見込まれ、かつ、その地域計画が将来像が明確化された地域計画である若しくは目標集積率が現状集積率を上回っている地域計画であること
- 初期投資的な経費を対象とし、本人負担について融資を受けていること
- 経営開始資金による助成を受けていないこと

(2) 対象経費:

- ① 農業用機械・施設等の経営資源を交付対象者が継承・利用するために必要となる修繕、移設、撤去等の取組に要する経費
- ② 法人化、専門家の活用等の農業経営の移譲に向けた取組に要する経費
- ③ 機械・施設、家畜導入、果樹・茶の新植・改植、機械等リース料(軽トラ等汎用性の高いものを除く)等

(3) 補助率: ①及び② 国1/3、県1/6、本人1/2

③ 国1/2、県1/4、本人1/4

(4) 補助対象事業費上限額: ①と②の国費合計額 上限600万円

5 募集期間

- (1) 募集期間: 最寄りの市町村にお問い合わせください。
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村へお問い合わせください。
- (3) 申込み先: 最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名: 農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名: 農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：(村山) 農産振興担当、(村山以外) 地域農政担当
- (3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 5
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 2 0
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 4 9 7

集落営農活性化促進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

集落営農における活性化に向けたビジョンづくりやビジョンに基づく人材の確保、新たな作物の導入等の具体的な取組みを支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- 集落営農の目指す農業の姿と具体的な戦略を定めたビジョンを作成
- 成果目標の設定

(2) 対象経費：

- (1)で示したビジョン作成に係る経費
- ビジョンの実現に向けて行う具体的な取組みのうち、以下のもの
 - ① 人材の確保
 - ② 収益力向上に向けた取組み
 - ③ 組織の法人化
 - ④ 共同利用機械等の導入経費

(3) 補助率：

- ビジョン作成に係る経費 … 定額
- 人材の確保 …100万円上限/年（最長3年間）
- 収益力向上に向けた取組み … 定額
- 組織の法人化 … 25万円
- 共同利用機械等の導入経費 … 1/2以内

(4) 補助上限額：1,000万円（1ビジョン当たり3年間の取組の合計額）

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年3月上旬に実施

※令和8年度分の募集は終了しておりますが、随時相談は受け付けます。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当

(3) 電話番号：023-630-2296

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課

(2) 担当(係)名：地域農政担当

(3) 電話番号：村山総合支庁農業振興課 0 2 3 - 6 2 1 - 8 3 8 3
最上総合支庁農業振興課 0 2 3 3 - 2 9 - 1 3 1 9
置賜総合支庁農業振興課 0 2 3 8 - 2 6 - 6 0 4 9
庄内総合支庁農業振興課 0 2 3 5 - 6 6 - 5 7 2 4

地域農業構造転換支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産

2 事業概要

地域の中核となる担い手に対し、農地引受力の向上等に必要な農業用機械・施設の導入（購入）及び農業用機械のリース導入を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体

4 支援内容

(1) 地区要件：

以下の①若しくは②の要件を満たす地域計画が策定されている地域又は地域計画のブラッシュアップを行い、事業実施年度の翌年度までに当該要件を満たすことが確実であると事業実施主体が認める地域

①地域計画の目標集積率が6割以上（中山間地域は5割以上）であること

②現行の地域計画か、ブラッシュアップ後の地域計画において、目標集積率が現状の集積率よりも10ポイント以上増加する姿となること

(2) 対象者要件：

○ 地域計画の目標地図に位置付けられた担い手

○ 成果目標の設定

○ リース導入の場合、リース期間終了後に相当程度の経営面積を拡大することが地域計画等において確認できること

(3) 対象経費：

○ 購入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得

・ 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得

・ ビニールハウスの整備

・ 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等

※ 事業費50万円以上

※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）

○ リース導入

・ トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械のリース導入

※ リース期間は3年以上、法定耐用年数以内であること

(4) 補助率：

○ 購入：事業費×3/10

○ リース導入：リース物件購入価格×3/7

(5) 補助上限額： 法人 3,000万円、法人以外 1,500万円

5 募集期間

(1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月下旬～3月中旬に実施

※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当(係)名：農業担い手・所得向上推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2464

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：地域農政担当
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

農地利用効率化等支援事業費補助金

- 1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産
- 2 事業概要
地域が目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿に基づき、目標地図に位置付けられた者が、融資を活用して農業用機械・施設を導入する場合に支援します。
- 3 利用対象者
農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 4 支援内容
 - (1) 補助要件：
 - 地域計画の目標地図に位置付けられた担い手
 - 成果目標の設定
 - (2) 対象経費：
 - トラクター、田植機、コンバインなどの農業用機械の取得
 - 乾燥調製施設（乾燥機）、集出荷施設（選果機）などの施設の取得
 - ビニールハウスの整備
 - 畦畔の除去、明渠・暗渠排水の整備などの農地等の改良 等
 - ※ 事業費50万円以上
 - ※ 耐用年数概ね5年以上20年以下（中古は2年以上）
 - (3) 補助率：
以下の①～③のうち最も低い額
 - ① 事業費×3/10、② 融資額
 - ③ 事業費－融資額－地方公共団体等による助成額
 - (4) 補助上限額：300万円 ※一定以上の経営面積の拡大を目指す者は600万円
- 5 募集期間
 - (1) 募集期間：令和8年度分は令和8年2月下旬～3月中旬に実施
※国の予算状況に応じて追加募集を行う可能性がありますので、最寄りの市町村へご相談ください。
 - (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
 - (3) 申込み先：最寄りの市町村
- 6 問合せ先
【県庁】
 - (1) 機関名・課名：農林水産部農業経営・所得向上推進課
 - (2) 担当（係）名：農業担い手・所得向上推進担当
 - (3) 電話番号：023-630-2464
【総合支庁】
 - (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
 - (2) 担当（係）名：地域農政担当
 - (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1319
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6049
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5518

地域の農地等管理継続支援事業費補助金

1 対象品目・分野

○水田・畑作 ○園芸 ○その他（地域振興、地域づくり）

2 事業概要

地域の多様な人材や組織、他の集落との話し合いにより作成した計画に基づく、農地を含んだ地域の管理に必要な省力化機械の導入を支援します。

3 利用対象者

営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、土地改良区、その他（自治会等）

4 支援内容

(1) 補助要件：

多様な人材・組織が参画した地域の話し合いにより、農地に加え地域で管理すべき箇所、10年後も管理できる人材について定めた地域保全・管理実行計画を策定すること

(2) 対象経費：農地管理機械導入に要する経費（営農に資するものは除く）

(3) 補助率：1／3又は1／4

(4) 補助上限額：133万円

5 募集期間

(1) 募集期間：随時受付

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村農林主務課

(3) 申込み先：最寄りの市町村農林主務課

6 問合せ先

【県庁】

(1) 機関名・課名：農林水産部農村計画課

(2) 担当（係）名：農村保全担当

(3) 電話番号：023-630-3373

【総合支庁】

(1) 機関名・課名：各総合支庁農村計画課

(2) 担当（係）名：下記のとおり

(3) 電話番号：

村山総合支庁農村計画課 023-621-8389（企画担当）

最上総合支庁農村計画課 0233-29-1339（企画担当）

置賜総合支庁農村計画課 0238-35-9055（地域保全担当）

庄内総合支庁農村計画課 0235-66-2732（事業担当）

みどりの食料システム戦略推進事業費補助金（みどりの事業活動を支える体制整備（環境負荷低減事業活動））

1 対象品目・分野 ○水田・畑作 ○園芸 ○畜産 ○その他

2 事業概要

みどりの食料システム法に基づき特定環境負荷低減事業活動実施計画の認定を受けた農林漁業者等が行う環境負荷低減事業活動に必要な機械・施設の導入を支援します。

3 利用対象者

農林漁業者、農林漁業者の組織する団体等

4 支援内容

(1) 支援対象者：

次のいずれかに該当すること

- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）の認定を受けた農業者
- ・特定環境負荷低減事業活動実施計画（特定計画）で関連措置実施者に位置づけられた事業者
- ・環境負荷低減事業活動実施計画（みどり計画）の認定を受けた大規模有機農業者

(2) 対象経費：

特定計画・みどり計画の実施に必要な施設（※）の整備や機械の導入に必要な経費

※対象となる施設の例：

- 有機物処理・利用施設（堆肥生産施設、堆肥ペレット化装置 等）
- 地域エネルギー等供給施設（木質チップ・ペレット製造施設、木質バイオマスボイラー 等）

(3) 補助率：

1／2以内（補助上限：（施設）1,000万円、（機械）200万円）

5 募集期間

(1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
（農林水産部農業技術環境課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：農林水産部農業技術環境課

(3) 申込み先：農林水産部農業技術環境課

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部農業技術環境課

(2) 担当（係）名：環境保全型農業担当

(3) 電話番号：023-630-3419

そば安定生産等対策事業費補助金

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

そばの安定生産を図るため、湿害対策技術等の取組に必要な経費を支援します。

3 利用対象者

- 農業を営む法人
- 営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体
- 農業協同組合
- 事業協同組合
- 地方公共団体

4 支援内容

(1) 補助要件：

- ①湿害対策技術の導入
収量の増加
- ②複数年契約取引
 - ・そばの複数年契約取引先を1者以上増加
 - ・そばの出荷量のうち複数年契約取引数量の割合を2.0ポイント以上増加
- ③国産そばの新規需要拡大
 - ・連携先の実需における国産そばの使用量を2.0%以上増加
 - ・連携先の実需における国産そばの使用割合を2.0ポイント以上増加
 - ・国産そばを活用した新商品を1つ以上開発

(2) 対象経費及び補助率等：

- ・(1)の①の経費
 - ア 技術講習会・栽培実証等：補助率10/10以内（補助金の上限：300万）
 - イ 湿害対策技術の導入：2,000円/10a
 - ウ 湿害対策技術の導入に必要な農業機械等の導入：補助率：1/2以内（補助金の上限：1,000万円/台）
- ・(1)の②の経費
1,000円/10a（補助対象面積：新たな複数年契約取引数量に係る面積）
- ・(1)の③の経費
補助率1/2以内（国産そばに係るニーズ調査、国産そばを活用した新商品の開発、販路拡大のためのマッチング・PR）

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます
(市町村、最寄りの総合支庁農業振興課にご相談ください。)
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

【県庁】

- (1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課
- (2) 担当(係)名：作物振興担当
- (3) 電話番号：023-630-2316

【総合支庁】

- (1) 機関名・課名：各総合支庁農業振興課
- (2) 担当(係)名：農産振興担当(村山)、生産流通担当(最上・置賜)、
農産園芸担当(庄内)
- (3) 電話番号：

村山総合支庁農業振興課	023-621-8385
最上総合支庁農業振興課	0233-29-1315
置賜総合支庁農業振興課	0238-26-6051
庄内総合支庁農業振興課	0235-66-5521

土地利用型作物産地生産基盤パワーアップ事業費補助金（生産支援事業）

1 対象品目・分野 ○水田・畑作

2 事業概要

地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、計画の実現に必要な農業機械のリース導入等を支援します。

3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 主な補助要件：

①収益性向上対策

以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること

- 生産コストの10%以上の削減
- 販売額の10%以上の増加
- 契約販売の割合の10%以上増加かつ契約販売の割合50%以上
- 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加
- 労働生産性の10%以上の向上
- 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ農業支援サービス事業体の利用割合50%以上 等

②生産基盤強化対策

- 継承者が継承5年後も営農を継続することが確実と見込まれること
 - 同一地域において生産装置の継承・強化に向けた取組みが実施されていること
- 上記の全ての要件を満たし、以下のいずれかの成果目標を設定し、目標の実現が見込まれること
- ・ 輸出向けの生産開始又は輸出額の増加
 - ・ 生産コストの低減
 - ・ 労働生産性の向上
 - ・ 契約栽培率の増加

(2) 対象経費：

農業用機械等の導入及びリース導入（本体価格が50万円以上の農業用機械等）

(3) 補助率：1/2以内

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：随時相談を受け付けます。

（最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課に御相談ください。）

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村、各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部県産米戦略推進課

(2) 担当（係）名：米政策推進担当

(3) 電話番号：023-630-2304

園芸産地生産基盤パワーアップ支援事業費補助金（収益性向上対策）

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

競争力の高い「園芸大国やまがた」の実現に向け、園芸産地を支える担い手の規模拡大等により、収益性の向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業を営む法人、農業者が組織する団体、農業協同組合 等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- ・ 生産コストの10%以上の削減
- ・ 販売額又は所得額の10%以上の増加
- ・ 契約栽培の割合の10%以上の増加かつ50%以上の契約割合
- ・ 農産物輸出の取組みについて、
 - ① 輸出向け出荷量又は出荷額の10%以上の増加 又は
 - ② 総出荷額に占める輸出向け出荷割合5%以上又は年間出荷量10トン以上
- ・ 労働生産性の10%以上の向上
- ・ 農業支援サービス事業体の利用割合の10%以上の増加かつ50%以上の利用割合
- ・ 施設エネルギー転換枠の場合、
 - ① 省エネ機器の導入面積を産地の50%以上に拡大 又は
 - ② 燃油使用量の15%以上の削減

(2) 対象経費：

- 農業機械等の導入及びリース導入に要する経費（本体価格が50万円以上）
- 高収益作物・栽培体系への転換の際に必要な資材の購入に要する経費
- 簡易な補助暗きょ、明きょ等の作業労賃

(3) 補助率：1／2以内

5 募集期間

- (1) 募集期間：随時、相談を受け付けます。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319

園芸やまがた産地発展サポート事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

稼げる園芸農業の追求に向け、農業者の収益力向上に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

※さくらんぼの省力化設備導入は、農業を営む個人（販売農家）も対象

※共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業は、農業協同組合等が対象

4-1 支援内容【既存事業】

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下のいずれかの成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

- 生産コスト10%以上削減
- 販売額又は所得額10%以上増加
- 契約栽培割合の10%以上増加かつ50%以上の契約割合
- 販売額又は所得額の増加かつ「自然災害等のリスクに備える取組計画」の作成（収益性向上対策事業のうち気候変動対応設備整備のみ）
- 販売額又は所得額が現状以上かつ新規雇用創出（労働環境整備事業のみ）

(2) 補助対象：

- 収益性向上対策事業
 - ・ 新産地育成事業（資材・機械の導入）
 - ・ 農業栽培施設整備（ハウス整備、促成施設整備）
 - ・ 小規模な土地基盤整備（国庫事業に該当しない規模の土地基盤整備）
 - ・ スマート農業技術活用（環境モニタリング、環境制御機器、運搬・防除ロボットの導入）
 - ・ 気候変動対策設備整備（井戸掘削、多目的防災網等の整備、果樹の雪害対策用の帆柱 等）
- 労働環境整備事業（トイレの設置、作業場へのエアコンの設置 等）
- 省力化推進事業（さくらんぼの省力仕立て施設整備）

(3) 補助率：

- 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

- 収益性向上対策事業：3,000万円
- 労働環境設備整備事業：150万円
- 省力化推進事業：1,000万円

4-2 支援内容【R8新規事業】

(1) 補助要件：

- 成果目標「販売額又は所得額を増加すること」を設定しており、当該目標の実現が見込まれること。
- 既設の設備、機械及びハウスの使用年数が、法定耐用年数を超えていること。

- 既設の設備、機械及びハウスに比べて機能向上が図られること。
- (園芸ハウス) 対象品目が果樹であり、経営主が 65 歳以上かつ後継者が決ま
ていない場合、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村や
農業委員会などに提供すること。
- 農業機械等にあつては、動産総合保険等の保険(盗難補償及び天災等に対する
補償を必須とする。)に加入すること。
- ハウスにあつては、農業共済等に加入すること。

(2) 補助対象:

- ① 園芸施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業
園芸施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入
(ヒートポンプ、内張多層カーテン、外張被覆資材、循環扇、環境制御装置、乗用草刈機、高
所作業台車 等)
- ② 共同利用施設における省エネルギー・省力化設備等緊急支援事業
共同利用施設における省エネルギー・省力化に資する設備等の導入
(自動梱包ライン、画像選果機械、二次元コードシステム、冷蔵施設、その他選果・選別に必
要な機械 等)
- ③ 園芸ハウス導入緊急支援事業
保温性、採光性、強度、耐久性、作業安全性等の機能性に優れた園芸ハウスの
導入

(3) 補助率:

- 県 1 / 3 (市町村負担任意)

(4) 補助上限額:

- ①、③: 上限なし
- ② : 2,000 万円

5 募集期間

- (1) 募集期間(予定): 既存事業は令和 8 年 3 月上旬~4 月中旬
R 8 新規事業は令和 8 年 3 月上旬~5 月中旬
- (2) 申請書類(様式)の入手先: 最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課
- (3) 申込み先: 施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名: 農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当(係)名: 園芸団地推進担当
- (3) 電話番号: 023-630-2466

さくらんぼ温暖化対応技術導入推進事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

さくらんぼの高温対策に必要な資材・設備等の導入に計画的に取り組む産地づくりを支援します。

3 利用対象者

農業者団体、農業法人、農業協同組合等

4 支援内容

(1) 補助要件：

収益性向上に係る以下の成果目標を設定しており、当該目標の実現が見込まれること

○ 販売額又は所得額の増加

(2) 補助対象：

○ さくらんぼ高温対策資材、設備等

(遮光資材、白色反射シート、散水設備、井戸掘削、自動換気装置、選果機、作業場の冷房設備、冷蔵庫、無加温ハウス等)

(3) 補助率：

○ 1／3又は市町村が交付する金額の2／3のいずれか低い額

(4) 補助上限額：

○ 3,000万円

5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：令和8年3月上旬～5月中旬

(2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村又は各総合支庁農業振興課

(3) 申込み先：施設の所在地を管轄する市町村

6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課

(2) 担当（係）名：園芸団地推進担当

(3) 電話番号：023-630-2466

持続できる果樹産地緊急支援事業費補助金

1 対象品目・分野 ○園芸

2 事業概要

果樹生産者の営農継続に向けて、近年価格が高騰しているスピードスプレーヤの更新に対する支援を行います。

3 利用対象者

農業を営む法人、農業者・農業法人が組織する団体

4 支援内容

(1) 補助要件

- ① 市町村が県の補助に上乗せして補助金を交付すること
- ② 成果目標（果樹の総販売額又は総所得額の増加）を設定しており、事業実施の翌年度までに当該目標の実現が見込まれること
- ③ 更新前のスピードスプレーヤの使用年数が10年以上であること
- ④ 経営主が65歳以上かつ後継者が決まっていない場合は、新たな担い手への継承に向けて、樹園地に関する情報を市町村・農業委員会などに提供すること
- ⑤ 導入する機械の規格（散布能力）が、経営規模に見合ったものであること
- ⑥ 農機具共済や動産総合保険等の保険（盗難補償及び天災等に対する補償を必須）に加入すること

(2) 対象経費

スピードスプレーヤの更新に要する経費

※ 本体価格のみとし、運搬経費等を含まない

(3) 補助率

1／3〔県：2／9、市町村：1／9〕

5 募集期間

- (1) 募集期間（完了）：令和8年度の募集は終了しております。
- (2) 申請書類（様式）の入手先：最寄りの市町村
- (3) 申込み先：最寄りの市町村

6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部園芸大国推進課
- (2) 担当（係）名：園芸団地推進担当
- (3) 電話番号：023-630-2319